

第1章 さいたま市行政デジタル化計画の概要

さいたま市行政デジタル化計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、行政のデジタル化の推進に向けて策定したものです。

本章では、さいたま市行政デジタル化計画における計画策定の趣旨や位置づけ、及び計画期間について説明します。

1節 計画策定の趣旨

2節 計画の基本方針

1節 計画策定の趣旨

さいたま市（以下「本市」という。）では、情報通信技術（以下「ICT」という。）を行政サービスや市政運営に活かすため、平成13年5月の本市誕生以降、四次にわたって情報化計画を策定し、情報化を推進してまいりました。当該計画は、本市の市政運営の最も基本となる計画である「さいたま市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）」においては、その将来都市像の実現をICTの側面から支援・推進するため具体化するものとして位置付けられてきました。また、平成15年11月には「さいたま市情報システム最適化方針」（以下「最適化方針」という。）を策定し、これに基づき情報システムの最適化を図っているところです。

ICTに関する技術や市場は、他の分野と比較しても、その変化が著しいことが特徴です。第四次さいたま市情報化計画（以下「第四次計画」という。）の期間においても、AI・RPA・IoTなどの技術の発展、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化、スマートフォンの普及、SNSによる情報交流の拡大、クラウド化の進展、データ流通量の飛躍的拡大などが起こっています。他方で、ハッキング、マルウェア、標的型攻撃等による個人情報流出やデータ破壊などの情報セキュリティ事案は、一層深刻な問題となっています。

こうした状況の中で、令和の時代に入るとともに発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、わが国の社会に大きな変容をもたらしました。

感染症の感染リスクを低減するために国から「新しい生活様式」が示され、特に社会的距離、いわゆるソーシャルディスタンスを確保することが重要となりました。それに応じて、人々はWeb会議、テレワークを利用して対応をするなど、ICTを活用した社会経済活動がより重要性を増しています。

一方で、感染症への対応に際し、特別定額給付金のインターネット経由の申請に関する給付の遅れなど、行政全体のデジタル化の遅れが社会全体で強く課題として意識されるようになりました。また、人口減少社会においてICTの活用による生産性向上が必須となっている中、働き方改革に関する取組の一つとして位置付けられたテレワークについては、感染症を含めた災害対策における、BCPの極めて重要な要素としても有効性が認められることとなりました。

さいたま市行政デジタル化計画（以下「行政デジタル化計画」という。）は、このような急速な社会情勢の変化に対応し、政府等の動向を踏まえて行政のデジタル化を推進することを主眼に置きつつ、第四次計画を承継して本市のICT政策の着実な推進をはかるとともに、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「基本法」という。）」に基づく「官民データ活用推進計画」としても位置付けることを念頭に策定しています。

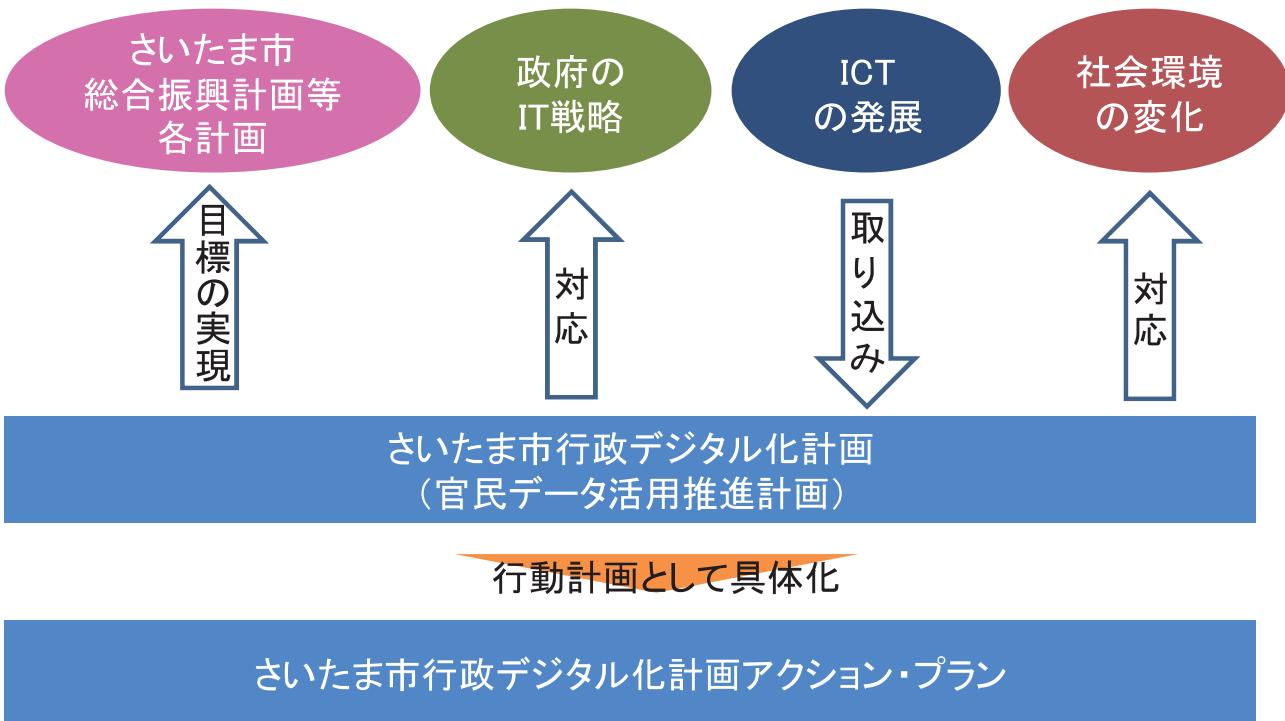
2節 計画の基本方針

本市では、総合振興計画を策定するとともに、市民一人ひとりが幸せを感じできる都市を実現するための「しあわせ倍増プラン2017」（以下「しあわせ倍増プラン」という。）、東日本の中枢都市として成長・発展していくことを目指すための「さいたま市成長加速化戦略」（以下「成長加速化戦略」という。）、人口減少・少子高齢化の課題に対応するための「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

行政デジタル化計画により行政のデジタル化を進めていくに当たっては、これらの各計画を上位計画と位置づけ、行政のデジタル化をはじめとするICT政策の推進によりその目標の実現を図っていくものとします。併せて、第2章1節1-3(2)で後述するように、基本法において、市町村について策定の努力義務が規定されている「官民データ活用推進計画」と位置づけ、政府のIT戦略に対応するものとします。

今後、行政デジタル化計画については、その行動計画を具体化するものとして、今後、「さいたま市行政デジタル化計画アクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。）を定めることを予定しています。

【図表1 行政デジタル化計画の位置づけ】



行政デジタル化計画は本市の行政のデジタル化を推進するための具体的な施策を導くもので、実現すべき基本理念及び基本目標の設定に当たっては、各上位計画の理念や方針との整合性を図り、以下のように規定しました。

2-1 基本理念「上質な生活都市さいたま市」

総合振興計画においては、「今後本格的に迎える人口減少・少子高齢社会において、ICTは様々な社会課題解決に大きく貢献することが期待されています。そのため、あらゆる分野でICTの社会実装に向けた取組を進め

ることが重要になると同時に、教育現場におけるICTを活用した学びの改革、ICTを高度に使いこなす人材の育成、安全・安心に技術を活用できる環境の整備、高齢者等のICTに不慣れな市民への普及などの課題に取り組むことが求められています」とされています。

行政デジタル化計画においては、新型コロナウイルス感染症への対応等、本市が直面する様々な課題をクリアするため、政府が策定した基本法に対応しつつ、総合振興計画が掲げる「上質な生活都市」という将来都市像を基本理念として掲げ、「行政サービス、行政事務、災害対策など、本市が関係するあらゆる場面においてICTを活用し、市民が今までよりも高いレベルで快適かつ安全・安心な生活が送れる都市」を目指すこといたします。

2-2 基本方針

ICTの活用により「上質な生活都市さいたま市」を具現化するために、各上位計画が目標とする観点を踏まえ、行政デジタル化計画における観点を「生活環境」「行政サービス」「行政経営」の3つに分類し、基本方針を設定します。

(1) 上質な生活環境

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す「産業創出による経済活性化」「上質な暮らしを実現できる都市」「安心減災都市」などを踏まえ、「ICTを活用したコミュニケーションや教育、産業創造により、上質な生活環境を実現」することに資するICT施策を実施し、生活環境行政のデジタル化を推進していきます。

(2) 上質な行政サービス

「成長加速化戦略」が目指す「市民・企業から選ばれる都市へ」などを踏まえ、「より多くの市民がICTの恩恵を受けることができるような行政サービスを実現」することに資するICT施策を実施し、行政サービスのデジタル化を推進していきます。

(3) 上質な行政経営

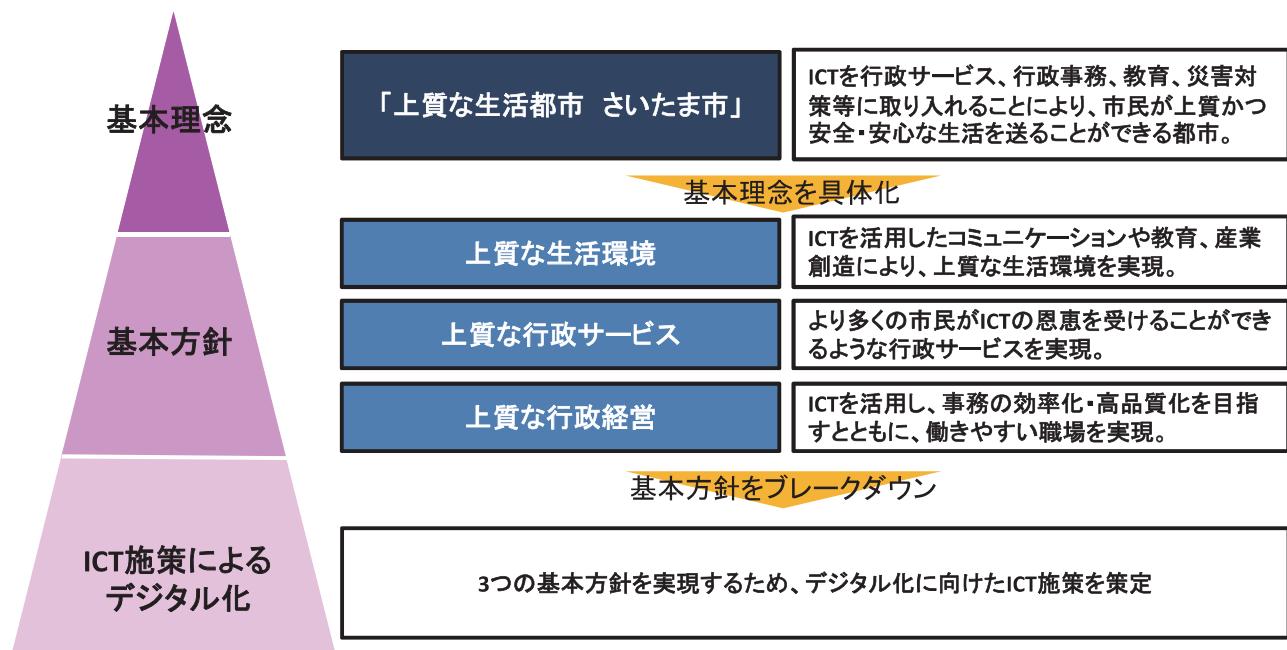
「しあわせ倍増プラン」が目指す「高品質経営市役所への転換」などを踏まえ、「ICTを活用し、事務の効率化・高品質化を目指すとともに、働きやすい職場を実現」することに資するICT施策を実施し、行政経営のデジタル化を推進していきます。

以上を踏まえた、行政デジタル化計画の全体像を以下に示します。

【図表2 基本理念・基本方針と上位計画の関連性】

上位計画	主要メッセージ・キーワード	行政デジタル化計画の基本理念・方針
さいたま市総合振興計画	「重点戦略」 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める →都市インフラの整備、災害対策、新たな産業の創出	「上質な生活都市 さいたま市」 ICTを行政サービス、行政事務、教育、災害対策等に取り入れることにより、市民が上質かつ安全・安心な生活を送ることができる都市。
しあわせ倍増プラン2017	高品質経営市役所への転換	上質な生活環境 ICTを活用したコミュニケーションや教育、産業創造により、上質な生活空間を実現。
成長加速化戦略	市民・企業から選ばれる都市へ	上質な行政サービス より多くの市民がICTの恩恵を受けることができるよう行政サービスを実現。
まち・ひと・しごと創生総合戦略	産業創出による経済活性化 上質な暮らしを実現できる都市 安心減災都市	上質な行政経営 ICTを活用し、事務の効率化・高品質化を目指すとともに、働きやすい職場を実現。

【図表3 行政デジタル化計画の全体像】



行政デジタル化計画では、基本理念及び3つの基本方針を踏まえて、ICT施策を策定します。

3節 計画期間

行政デジタル化計画の計画期間は、総合振興計画の前期「実施計画」の計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、計画期間が5年間という長期に渡るため、政府のデジタル庁の新設に向けた取組や自治体システム標準化など、本市を取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化に対応できるよう、不断に見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに改正することとします。

なお、行政デジタル化計画の内容を具体化し、具体的な施策・事業を記載したアクション・プランは各施策・事業の進捗に応じて毎年見直すとともに、必要に応じて適宜、施策・事業の入れ替えを含めた見直しを行います。

また、行政デジタル化計画の最終年度である令和7年度には、計画の実行と並行して、次期計画の検討を行う予定です。

【図表 4 行政デジタル化計画の計画期間】

